

Title	規約的であることをめぐって
Sub Title	
Author	森岡, 崇(Morioka, Takashi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2003
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.8 (2003.) ,p.37- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集: 「身体と医療の社会学」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20030000-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

規約的であることをめぐって

森岡 崇

1.

今回のシンポジウムは、「医療」と「社会学」の相互作用が大きな柱にすえられていた。しかし、社会学と医療はどのような対話が可能なのだろうか。私自身に何ができるのか。今回のシンポジウムで私に課せられたあまりに大きな課題は、このようなものであった。

では社会学は何をしてきたのだろうか。だがこんな問いをたてたところで、正解など見えてくるわけもない。そこで、問いの立て方を変えてみる。「私はなぜ社会学を選択したのか？（≒私は何を求めて社会学に接近したのか？）」としてみよう。多少は焦点がはっきりしてくるのではないだろうか。私の興味関心は世の中のルールに関わる。そこから、「世の中が社会である事」、これを巡ってグルグルと考え続ける場をもとめ、私自身は社会学との接点を持ち続けている。

そんな私が「医療」に対して、自分自身の「戸惑い」を、どんな形で問いかけが可能なのだろうか。残念ながらシンポジウムでは十分にそれができたとは言いきれない。そこでこの場をお借りして、私自身の問題関心・基本的な視点・問いかけといったものを、整理させていただきたく思う。

2.

私達のすむ社会とはどんなところなのだろうか。どの地点からどのような切り取り方をするのかによって、その見え方は実に多様だ。社会学と一口に言ったところで、手法その他により、提示される社会のイメージには、非常に大きな幅がある。その中で私の問題関心は、そもそも世の中のルールの「妥当根拠」にあった。法律などのような成文化されたものから慣習などの暗黙のものまで含め、私にとってその妥当根拠をめぐる問題は興味が尽きない。そのような私から見ると、世の中はその規約的であることにおいて「社会」なのだ、という社会学の発想は、とても新鮮で、心惹かれるものであった¹⁾。周囲を見回してみたい。私達の世界は決して合理性のみの支配する論理整合的な場所ではない。論理的に思考を積み重ねていった先に「正解」が見出され、それに到達する、という形式で処理すべき問題ももちろん沢山存在する。そこではその結果として、正しい選択肢が根拠を伴って見い出されているのである。しかしその一方で、理由など無いにも関わらず、なぜだか知らないが、「そうすることになっている」から「そうしている」にすぎないことがあまりにたくさんあるではないか。では、なぜ「そうすることになっている」のか。そんなことは考えない。だって「アタリマエ」なんだから。でも「アタリマエって一体何？」と考えたことはあるだろうか。そう、アタリマエは、理由が明瞭である事と同義語などでは決してない。むしろ逆に、それ以上理由を考えない場面で用いられ

てはいないだろうか。なぜ?なぜ?・・・と、理由を突き詰めて行く事を止める地点、つまり思考停止のラインとして、私たちはアタリマエという仕組みを準備している。

これは便利だ。なぜなら、一々すべての事に思考のエネルギーを注がなくても毎日生活できてしまうんだから。なんとも効率的なのである。これが一定のパターンになって行く事を持って「常識」と呼んだり「習慣」と呼んだりする訳だが、それはどれも約束事で出来ている。これを定式化すれば、「条件節」と「帰結節」との「恣意的」な繋がり、なのである²⁾。これは、「Aであったら(条件節)」と「Bである(帰結節)」の「恣意的」連関であり、「AであったらBでない」というつながりも論理的には可能だということである。それにもかかわらず、AであったらBである「事になっている」だけなのだ。その点で「恣意的」で「規約的」なのである。「恣意的」な連関であるにも関わらず、「あたかも必然であるかのように」見えている、面白い約束事なのだ。例はいくらだってあげられるだろう。しかしそのどれもが、みな明瞭な根拠に基づいて自らの意思で「選択」したものではない。でも、これこそココが「社会」である所以だと私は考えている。

ところで、私たちはどこへ行こうと、アタリマエの網から逃れることは不可能だ。根拠も明らかでないようなものは、とりあえず脇に置き、「自分で」考え行動したい。そんなことを思ってみても、そんなに簡単には逃げられはしない。しかし反面、生活は大いに効率的でエネルギーの節約になっている点はすでに述べた。これは言い換えれば、「状況A」に対しては「対応B」という形での状況に対する処方箋を私たちの社会がもっていることを意味している。つまり、私たちが論理という道具によって根拠付けを行ってゆくことができないような領域であっても、この仕組みのおかげで私たちは安心して歩みだすことが可能となっているのである。しかし、医療という巨大な知識・技術のまえで、私たちのこの仕組みは今、変調を来たし始めているように思えてならない。

3.

私達は誰もが必ず、いずれ死んで行く存在だ。どこかで「生」となり、どこかでそれは終わるのである。ではそれはいったいどこなのだろうか。

なぜこのようなことを考えるかといえば、それは「生命」に関するこれまでのアタリマエを少しでも自明視することなく考えてみたいからである。私たちはどこかで生命になったのだが、それはいったいいつなのだろうか?あるいは、どうなったら生命の終わり(=死)となるのだろうか。これまで「科学」の名において医学がもつぱら扱ってきた領域の代表かと思われるこの問題だが、「はたして客観的な基準の下に判断が可能なものだったのだろうか?」出生前診断の是非や脳死の問題の登場は、このような問いかけを私たちにもたらしした。

脳死の例で考えてみよう。脳死の判断基準(どの時点を持って死とするのか)は、国によってさまざまである。この意味するところは、脳死を人の死とするか否か(つまり、死とは何か)、という約束事が地域ごとに異なっているからにほかならない。わが国も議論を重ねた末、1997

年（平成9年）に「臓器の移植に関する法律」が制定され、ある地点を死と「決定」した³⁾。しかし「私たちの死」の問題は、それでけりがついたらどうしても思えない。

死とは何か（生とは何か）？、という問題は、実はケースによっては客観的に判断可能なものではなく、私たちが選択・決定しなければならない問題となった、ということだけはいえるだろう。つまり、「死なのか生なのか？」ではなく「死とすべきか生とすべきか？」という問いですらありうる。社会が持っているアタリマエという仕組みにより、私たちは自分独自の活動領域を広範に確保しながらも、大過なく日々の生活を継続することが可能となっている⁴⁾。ところが、脳死の登場は、これまで受け入れるしかなかった「死」という問題を、私たちの「選択」の問題へと変換してしまった。ただし、そこにはいまだアタリマエが見出せない。私たちの多くは「戸惑い」をかくせない。つまり、選択の「よりどころ」とするものが不在でありながら選択を迫られているのである。

これは、新たな技術の登場と、それに対する対処法を私たちがいまだに持ちえていないというタイムラグに起因する。大方の問題に関しては、社会がアタリマエを準備することで私たちは「決定圧力」から解放される。ところが、新たな技術（ここでは、新たな技術を、「二つの要素間の新しい結びつきを可能にするもの」としておく）はそれへの対処法・使い方が準備される前に、素のままの技術として私たちの目の前に現れる。レスピレーター⁵⁾の登場をきっかけとして、「脳の機能停止」と「心肺その他の機能の維持」を、恒常的とはいえないまでもある一定の範囲で結合させることが可能となった。ところが、技術は社会の中にそのまま存在するわけではない。技術が技術として社会に組み込まれるためには、社会の側がそれへの対処法を持っていないといけない。私たちはこの技術を使うべきか否か？どのように使うべきか？……。立場の選択、価値の選択、あるいは跳躍がなければ回答し得ない問いである。この点に関する限り、いまだに私たちは戸惑いを隠せない、つまりアタリマエをつくりえていないのだ。私たちは、ここで立ち尽くす。この状態を「無知」「おくられている」というコトバで片付ける立場もあるだろう。しかし、私たちの生きる社会の中の技術とは何なのか、という問いに立ち返ったならば、そう簡単には片付かないはずである。

立ち尽くす私たちを他所に、技術はその新たな結合を求める方向で動き出す。つまり、新たな結合は私たちの生活に大きな変化を引き起こすことを意味している。しかし、事実のレベルでの新たな結合をいくら極めてみたところで、その結合をどう扱う「べき」なのか、という問題は依然未解決のままである。つまり、事実命題から価値命題は引き出し得ないからである。どうするべきなのか、決断しようとするれば、そこにはどこかで何らかの価値の選択（あるいは跳躍）が必要だ⁵⁾。

ヴェーバー流に言えば、それには、自らの存在をかけて、自らの責任の下にある価値を選択する以外ありえない⁶⁾。いわゆる究極の価値基準の問題である。そのプロセスを経ずに、あたかも事実命題から価値命題が導き出されたかのように見えたとしたら、それはどこかで無意識の内に（あるいは意図的に）、何らかの価値の前提が入り込んでしまっていることを意味して

いる⁷⁾。レスピレーターその他の技術の利用法として、仮に脳死からの臓器移植を肯定(否定)するのであれば、それには何がしかの価値命題が持ち込まれなければ答えを出すことは不可能である。

今はまだ、「脳死っていうのは人の死だぜ(人の死じゃねえよ)！ あつたりまえじゃん！」という意見がマジョリティを占める世の中ではない。それでいながら、技術の利用を肯定する価値命題は、いまだ明確な姿で明示化されていない。そればかりか、どの段階でこの価値命題が入り込んでゆくのか、それも一見したところ不明瞭だ。そして今日も、あたかも事実命題から価値命題が引き出されたかのように、技術の利用は日々進んでゆく。

それでは私たちの居場所はどうになってしまうだろう。明確な価値命題の選択が可能な個人か、特定の価値命題を自明視(アタリマエ)してしまっている個人を除けば、私たちの多くは「立ち尽くす」しかないのではないか。

脳死に限ることなく、現在目の前に生じている圧倒的な技術の進歩は、私にはこんな景色に映ってしまう。

4.

私たちは、こんな仕組みの社会から逃れることは不可能だ。それは「技術」を持つものも持たないものも同様である。事実命題から利用法を演繹できないのだとしたら、なんとも不確かなアタリマエか、あるいは技術の利用者(反対者)の間での価値命題の相互提示が不可欠だ。その一方で、技術はどんどん利用されてゆく。これを、「仕方ない」という言葉で片付ける前に、どのような価値判断の元で肯定されてゆくのか、ゆっくりでいい、考えてみたいのである。

職業集団の中で、「アタリマエ」という言葉で処理されてゆくものがあるのであれば、その構造を立ち止まって考えてみるのはどうだろうか。技術の使用/不使用は、明らかに価値を含む選択だ。逡巡することなく技術の使用が出来ているのだとしたら、それはどこかで、何らかの跳躍が行われることとなる。その時、自覚して「価値選択」を行ったのか、それとも無自覚に「特定の価値命題を自明視」してしまったのか、一体どちらだったのだろうか。後者であったとしたら、つまりアタリマエに行われたのだとしたら、そのアタリマエを読み解き、知りたいのである。

さらにその際、技術知識を所有することと、その技術の使用に関する価値選択権を所有することの関係はどうなるのか。「技術知識の所有」と、「技術使用に関する価値選択」が重なるべきなのか否か。また現実には、重なっているのかいないのか。議論しなければならない。したがって、技術を用いている集団のアタリマエを、知識技術が欠落しているという理由で、私たちが共有すべきであると簡単に結論づけるわけにはゆかないだろう。つまり、立ち尽くす私たちを「無知」「おくらしている」という言葉で表現するには、何らかの前提が必要なのだ。あるいは、「余計なお世話」ということになるのであれば、そうなる理由はいったい何か？おそらくは、何らかのアタリマエが前提されているはずだ。大げさな表現で言えば「医療の目的とするもの」にかかわる重大な問題だ。何を実現するための技術体系なのか。技術体系を支える暗黙

のアタリマエを炙り出すことなくして、この「青臭い議論」は、誰にも出来ないのではないだろうか。

さて、社会には無数のアタリマエが張り巡らされており、自覚できぬままにこれを利用することで、日々平穩に生活できている。その動かしがたい現実の一方で、それに絡めとられてゆくばかりの生活・人生には、私は拒絶反応を示してしまう。社会学には、このアタリマエを突破する力があるはずだ⁸⁾。自分の立っている地点を見つめなおし、少しでも言葉にしてゆければと考えている。

「現実存在するものと同様に現実存在しうはずのあらゆる物考える能力、あるいは現実にあるものを現実でないものよりも重大視しない能力、」（『特性のない男 I ムージル 著作集1』17ページ）

私にはとても魅力的な言葉だ。こんなことを考えながら、シンポジウムでは戸惑う自分を専門職集団にさらしだし、コミュニケートを試みた次第である。ただし、私の技量不足からか、当日は十分にそれが出来たのかどうかどうか、自信がもてない。「余計なお世話」といわれても、やはり聞きたくなくなってしまふ私を「不躰」ととらずにご対応くださった諸先生方、感謝いたします。

【註】

- 1) たとえばオルテガは、社会的なるものをめぐる議論で、次のように述べている。「社会を構成する事実は慣習である。・・・1 慣習とは社会的压力ゆえにわれわれが遂行する行動である。・・・2 慣習とは、その正確な内容、すなわち慣習をとおしてわれわれが行うもの、がわれわれにとって理解できないものである。慣習とは道理にはまらないものである。3・・・慣習とは超個人的もしくは非人格的実在である。」Ortega y Gasset, José 1957 *El hombre y la gente*, =1969 佐々木孝・Aマタイス（訳）『個人と社会 オルテガ著作集5』、白水社。われわれの議論とのかかわりにおいては、特に第二点に注目したい。
- 2) ケルゼンは、存在と当為の峻別という基本的視点を立脚点として、法構造を支える社会へと問題意識を展開させ、理論構成を行っている。その意味で、ケルゼンの法学は解釈学という意味での狭義の法学を超えた、法外在的アプローチの典型と見ることができよう。その中で彼は、妥当根拠の問題を扱いながら、事実法が妥当している、という状態を考察して、社会の持つ意味生成という問題にまで議論を展開させてゆく。その意味では、彼の法学は優れて社会学的内容を含む物ということができよう。条件節と帰結節の恣意的連関に関しては、Kelsen, H. 1911 *Über Grenzen zwischen juristischer und soziologischer Methode*, J.C.B. Mohr, Tübingen, =1977 森田寛二（訳）「法学的方法と社会学的方法の差異について」、『法学論』pp. 3-52、木鐸社、を参照。また、規範の基礎付けには規範以外あり

えないから、現実の妥当という状態を考察する視点は、Kelsen, H. 1960 *Reine Rechtslehre*, Franz Deuticke, Wien. の「根本規範」に関する議論を参照のこと。

- 3) わが国の脳死は、全脳の機能死をもって脳死とする立場をとっている（「臓器の移植に関する法律」）。また、その際の判定基準は、いわゆる竹内基準に基づき「臓器の移植に関する法律 施行規則」に規定された5項目のチェックのほか、聴性脳幹誘発反応消失の確認が努力規定として加えられている。

臓器の移植に関する法律 第6条-2 より

「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。

臓器の移植に関する法律施行規則 第2条-2 および -5 より

- 2 法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直(頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。)、除皮質硬直(頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢しが伸展又は内旋することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。)又はけいれんが認められる場合は、判定を行ってはならない。

一 深昏睡

二 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも四ミリメートル以上であること

三 脳幹反射(対光反射、角膜反射、毛様脊髄反射、眼球頭反射、前庭反射、咽頭反射及び咳反射をいう。)の消失

四 平坦脳波

五 自発呼吸の消失

- 5 法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たっては、聴性脳幹誘発反応の消失を確認するように努めるものとする。

- 4) 「人間の行為の大部分を自動的にし、そして人間がしなければならないほとんどすべてのことのプロプログラムを決定済みものとして与えることによって、人間が自己の個人的、創造的、かつ真に人間的な生をある方向に集中することを可能にする。もしそうでなかったら、そうしたことは個人にとって不可能であろう。社会は、人間に対して未来に向かう出港準備をさせ、彼が新しいもの、合理的で更に完全なものを創造することを可能にするのである。」[Ortega 1957 訳書 p. 15]
- 5) 「道徳的論証が事実的前提を含んでいる場合、妥当な論証は何らかの形で事実的要素と価値判断的な要素を結合していなければならない。この結合を行うためには、別の、事実と価値を結合する前提が存在しているか、あるいは、より包括的な前提の中にその結合が含まれていなければならない。」Pence, G. E. 1999 *Classic Cases in Medical Ethics*, 3rd. edi., The MacGraw-Hill Companies, = 2000 宮坂道夫・長岡成夫(訳)『医療倫理1・2』、みすず書房、 p. 2
- 6) 「経験的実在は、われわれがそれを価値理念に関係づけるがゆえに、またそのかぎり、われわれにとって『文化』であり、文化とは、実在のうち、価値理念へに関係づけによってわれわれに意義ある

ものとなる、その構成部分を、しかもそれのみを、包摂するのである。」Weber, M. 1904 “Die <Objektivität> sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis”, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd.19. S.22-87, J.C.B.Mohr, Tübingen = 1988 富永祐治・立野保男（訳）折原浩（補訳）、『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』、岩波書店、p.83

- 7) 「われわれがとくに経済政策と社会政策の実践的問題を考えるならば、じっさい上の個別問題を議論するさい、特定の目的が自明なものとして与えられている、と全面的に合意して出発できるが、なるほど多数、いや無数にある。・・・しかし、われわれがここで、目的は自明であるという仮象を真理と取り違え、・・・当の目的を実践的に貫徹しようとするればただちに直面する紛争を、単に目的達成のための純然たる技術的問題にすぎないと見なそうとする - しばしばそうした誤りが犯される - ばあいさえ、統制的価値規準の自明性というこの仮象も、われわれが、慈善施設や警察による福祉や経済上の保護といった具体的問題から、一步を進めて、経済政策上および社会政策上の問題と取り組むや否や、ただちに消失することに気がつくはずである。ある問題が、社会的に見て政策的な性格をそなえているという事の標識は、まさしく、当の問題が、規制の目的からの技術的考量にもとづいて解決されるようなものではなく、問題が一般的な文化問題の領域に入り込んでいるために、ほかならぬ統制的価値規準そのものが争われうるし、争われざるをえないというところにある。」[Weber, p. 38f.]
- 8) たとえば、Berger, P. 1963 *Invitation to Sociology*, New York: Doubleday=1979 水野節夫・村山研一（訳）、『社会学への招待（改訂新装版）』（思索社 1989年・新思索社 1995年）など。

（もりおか たかし 慶應義塾志木高等学校）